

令和6年度定期予防接種（施行計画）

鹿児島県保健福祉部感染症対策課(施行日:令和6年4月1日)

類型	対象疾病	対象年齢等 (施行令)	標準的な接種期間 (実施要領)	接種ワクチン 及び接種量	回数	間隔 (実施規則)	標準間隔 (実施要領)	方法	備考
A	ジフテリア 百日せき 破傷風 急性灰白 髄炎 (ポリオ) Hib感染症	1期 初回	生後2月から生後90 月に至るまでの間に ある者	生後2月に達した時 ～生後7月に達する までの期間	沈降精製百日せきジフテリア 破傷風不活化ポリオ ヘモフィルスb型混合ワクチン(DPT-IPV-Hib) 毎回 0.5ml	3回	20日以上	20日～56日	○生後2月以降にできるだけ早期に接種を開始する。 ○皮下接種の場合は上腕伸側(外側)、筋肉内注射の場合は三角筋部又は大腿四頭筋部(ただし、乳児にあっては三角筋部ではなく大腿四頭筋部)にそれぞれ行う。 ○第1期の予防接種の初回接種においては、DPT-IPV-Hib, DPT-IPV, DPT又はDTのうちから、使用するワクチンを選択することが可能な場合であっても、原則として、同一種類のワクチンを必要回数接種すること。 ＜Hib感染症＞ Hib感染症の定期接種として、乾燥ヘモフィルスb型ワクチンを使用する場合は初回接種の開始時の月齢ごとに接種回数を減じることとされているが、5種混合ワクチンを使用する場合はこの接種回数を減じる取扱いは不要であることに留意する。
		1期 追加	生後2月から生後90 月に至るまでの間に ある者	—		1回	初回接種終了後6月以上	初回接種終了後6月～18月	
類 疾 病	ジフテリア 百日せき 破傷風 急性灰白 髄炎 (ポリオ)	1期 初回	生後2月から生後90 月に至るまでの間に ある者	生後2月に達した時 ～生後12月に達する までの期間	沈降精製百日せきジフテリア 破傷風不活化ポリオ 混合ワクチン(DPT-IPV), 沈降精製百日せきジフテリア 破傷風混合ワクチン (DPT), 沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド(DT) (DTトキソイドを使用する場合は1期初回は2回接種) 毎回 0.5ml	3回	20日以上	20日～56日	○生後2月以降にできるだけ早期に接種を開始する。 ○皮下深く接種することで局所反応を軽減する。 ＜不活化ポリオワクチン＞ ○対象者の確認について ・原則として、平成24年9月1日より前の接種歴に応じた接種回数とすることから、予防接種台帳による確認や保護者からの聞き取り等を十分に行い、接種歴の把握に努めること。 ○対象者の特例について ・平成24年9月1日より前に経口生ポリオワクチンを1回接種した者については、平成24年9月1日以降は、不活化ポリオの初回接種を1回受けたものとみなす。 ・平成24年9月1日より前に経口生ポリオワクチンを2回接種した者は、定期接種として受けすることはできない。
		1期 追加	生後2月から生後90 月に至るまでの間に ある者	—		1回	初回接種終了後6月以上	初回接種終了後12月～18月	
	2期	11歳以上13歳未満の 者	11歳に達した時～12 歳に達するまでの期 間	沈降ジフテリア破傷風混合 トキソイド(DT) 0.1ml	1回	—	—	—	＜接種間隔緩和に伴う経過措置について＞ ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の予防接種について、平成26年4月1日より前に、「間隔を超えたための任意接種」を実施したことについても、医師の判断と保護者の同意に基づき、既に接種した回数分の定期接種を受けたものとしてみなすことができる。ただし、過去の任意接種を定期接種として取り扱うわけではなく、新規則施行後に予防接種を実施する場合の考え方についての規定である。

類型	対象疾患	対象年齢等 (施行令)	標準的な接種期間 (実施要領)	接種ワクチン 及び接種量	回数	間隔 (実施規則)	標準間隔 (実施要領)	方法	備考
A 類 疾	Hib 感染症	生後2月から生後60 月に至るまでの間に ある者	-	乾燥ヘモフィルスb型 ワクチン 0.5ml	初回3回 (生後12月ま で完了)	初回:27(医師 が認める場合 は20)日以上	27(医師が認 める場合は 20)日～56日	皮下 注射	○初回接種開始時に生後2月から生後7月に至るまでの間にある者 ○上記対象者に対する方法を標準的な接種方法とすること。 ○ただし、初回接種のうち2回目及び3回目の接種は、生後12月に至 るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと。この場 合、追加接種は実施可能であるが、初回接種に係る最後の注射終了 後、27日(医師が必要と認めた場合には20日)以上の間隔をおいて1 回行うこと。
					追加1回	追加:初回接 種終了後7月 以上	初回接種終了 後7月～13月		○初回接種開始時に生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るま での間にある者 ○ただし、初回2回目の接種は、生後12月に至るまでに行うことと し、それを超えた場合は行わないこと。この場合、追加接種は実施可 能であるが、初回接種に係る最後の注射終了後、27日(医師が必要と 認めた場合には20日)以上の間隔をおいて1回行うこと。
					初回2回 (生後12月ま で完了)	初回:27(医師 が認める場合 は20)日以上	27(医師が認 める場合は 20)日～56日		○初回接種開始時に生後12月に至った日の翌日から生後60月に至るま での間にある者
					追加1回	追加:初回接 種終了後7月 以上	初回接種終了 後7月～13月		<接種間隔緩和に伴う経過措置について> Hib感染症の予防接種について、平成26年4月1日より前に、「間隔を超えた ための任意接種」を実施したことについても、医師の判断と保護者の同意に基 づき、既に接種した回数分の定期接種を受けたものとしてみなすことが可 能。ただし、過去の任意接種を定期接種として取り扱うわけでなく、新規則施 行後に予防接種を実施する場合の考え方についての規定である。
					1回	-	-		○1期の予防接種は、できるだけ早期に接種する。 ○麻しん及び風しんを同時に接種する場合は、MR混合ワクチンを使用する。 ○一度溶解したワクチンは、ウイルス力値減少を避けるために直ちに使用する。
病	麻しん 及び 風しん	1期	生後12月から生後24 月に至るまでの間に ある者	乾燥弱毒生麻しん風しん 混合ワクチン(MR) 乾燥弱毒生麻しんワクチン 乾燥弱毒生風しんワクチン 毎回 0.5ml	1回	-	-	皮下 注射	
		2期	5歳以上7歳未満の者で あって、小学校就学の始 期に達する日の1年前の 日から当該始期に達する 日の前日までの間にあ るもの(小学校就学前の 1年間にある者)		1回	-	-		
		5期	昭和37年4月2日から昭 和54年4月1日の間に生 まれた男性(風しんに係 る抗体検査を受けた結 果、十分な量の風しんの 抗体があることが判明 し、当該予防接種を行 う必要ないと認められる 者を除く。)		1回	-	-		

類型	対象疾患	対象年齢等 (施行令)	標準的な接種期間 (実施要領)	接種ワクチン 及び接種量	回数	間隔 (実施規則)	標準間隔 (実施要領)	方法	備考			
A	日本脳炎	1期初回	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	3歳に達した時～4歳に達するまでの期間	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン 毎回 0.5ml(3歳以上) 0.25ml(3歳未満)	2回 1回	6日以上 初回接種終了後6月以上	6日～28日 初回接種終了後おおむね1年	皮下注射	○日本脳炎の定期の予防接種の積極的な接種勧奨の取り扱いについて ・平成29年度から令和6年度までの間、当該年度に18歳となる者について、年度毎に、2期接種の積極的勧奨を行う。 ・その他、積極的勧奨の差し控えが行われた期間に定期の予防接種の対象者であった者のうち、1期接種を完了している者に対しては、市町村長等が実施可能な範囲で、2期接種の積極的勧奨を行っても差し支えない。 ※「日本脳炎の定期の予防接種に係る積極的な接種勧奨の取扱い等について(平成29年1月31日付け厚生労働省事務連絡)」参照		
		1期追加	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	4歳に達した時～5歳に達するまでの期間								
		2期	9歳以上13歳未満の者	9歳に達した時～10歳に達するまでの期間	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン 0.5ml	1回	—	—				
B	結核	1歳に至るまでの間にある者	生後5月に達した時～生後8月に達するまでの期間	BCGワクチン 所定のスポットで滴下	1回	—	—	経皮接種	○接種部位は上腕外側のほぼ中央部とし、肩峰に近い部分はケロイド発生率が高いので避けなければならない。 ○管針法は、接種部位の皮膚を緊張させ、懸濁液を塗った後、九本針植付けの管針を接種皮膚面に対してほぼ垂直に保ち、これを強く圧して行う。 ○接種数は、二箇とし管針の円跡は相互に接する。			
C	小児の肺炎球菌感染症	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	<初回接種> 初回接種開始時に生後2月～7月に至るまでの間 <追加接種> 初回接種開始時に生後2～7月に至るまでの間にある者は生後12月～15月	沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン 又は 沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン 0.5ml	初回3回 (生後24月までに完了)	初回:27日以上	—	沈降15価筋肉又は皮下注射	○初回接種開始時に生後2月から生後7月に至るまでの間にある者 ○上記対象者に対する方法を標準的な接種方法とする。 ○ただし、初回2回目及び3回目の接種は、生後24月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと（追加接種は実施可能）。また、初回2回目の接種は生後12月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は、初回3回目の接種は行わないこと（追加接種は実施可能）。			
					追加:初回終了後60日以上の間隔かつ生後12月以降	—						
					初回2回 (生後24月までに完了)	初回:27日以上	—		○初回接種開始時に生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るまでの間にある者 ○ただし、初回2回目の接種は、生後24月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと（追加接種は実施可能）。			
					追加1回	追加:初回終了後60日以上の間隔かつ生後12月以降	—	沈降13価皮下注射	○初回接種開始時に生後12月に至った日の翌日から生後24月に至るまでの間にある者 ○ただし、初回2回目の接種は、生後24月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと（追加接種は実施可能）。			
					2回	60日以上	—		○初回接種開始時に生後12月に至った日の翌日から生後24月に至るまでの間にある者 ○初回接種開始時に生後24月に至った日の翌日から生後60月に至るまでの間にある者			
					1回	—	—		原則として沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンを使用することとするが、当面の間、沈降13価肺炎球菌結合型ワクチンも使用できる。また、沈降13価肺炎球菌結合型ワクチンを使用して1回目、2回目又は3回目までの接種を終了した者の接種について、残りの接種を沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンを用いて行うことができる。			

類型	対象疾患	対象年齢等(施行令)	標準的な接種期間(実施要領)	接種ワクチン及び接種量	回数	間隔(実施規則)	標準間隔(実施要領)	方法	備考
A 類 疾 病	ヒトパピローマ ウイルス感染症	12歳となる日の属する 年度の初日から16歳 となる日の属する年度 の末日までの間にあ る女子	13歳となる日の属する 年度の初日から当 該年度の末日まで の間	組換え沈降2価ヒトパピ ローマウイルス様粒子 ワクチン 0.5ml	3回	2回目:1回目の接種から1 月以上 3回目:1回目の接種から5 月以上,かつ 2回目の接種 から2月半以上	1月の間隔を おいて2回, 1 回目の接種か ら6月の間隔 をおいて1回	筋肉 注射	<標準的な接種方法をとることができない場合> ○2価:1月以上の間隔をおいて2回行った後, 1回目の接種から5月以上, か つ2回目の接種から2月半以上の間隔をおいて1回行うこと。(実施規則に基 づく接種方法) ○4価:1月以上の間隔をおいて2回行った後, 2回目の接種から3月以上の間 隔をおいて1回行うこと。(実施規則に基づく接種方法) ○9価:1月以上の間隔をおいて2回行った後, 2回目の接種から3月以上の間 隔をおいて1回行うこと。(実施規則に基づく接種方法)
		15歳となる日の属する 年度の初日から16歳 に至るまでの間にあ る者		組換え沈降4価ヒトパピ ローマウイルス様粒子 ワクチン 0.5ml	3回	2回目:1回目の接種から1 月以上 3回目:2回目の接種から3 月以上	2月の間隔を おいて2回, 1 回目の接種か ら6月の間隔 をおいて1回		<接種間隔緩和に伴う経過措置について> ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種について, 平成26年4月1日より前 に, 「間隔を超えたための任意接種」を実施したことについても, 医師の判断 と保護者の同意に基づき, 既に接種した回数分の定期接種を受けたものとして みなすことができる。ただし, 過去の任意接種を定期接種として取り扱うわけ でなく, 新規則施行後に予防接種を実施する場合の考え方についての規定であ る。
		12歳となる日の属する 年度の初日から15 歳に至るまでの間に ある者		組換え沈降9価ヒトパピ ローマウイルス様粒子 ワクチン 0.5ml	3回	2回目:1回目の接種から1 月以上 3回目:2回目の接種から3 月以上	2月の間隔を おいて2回, 1 回目の接種か ら6月の間隔 をおいて1回		<キャッチアップ接種について> 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間の期間中, 平成9年4月2日 から平成19年4月1日までの間に生まれた女子を対象としてキャッチアップ接種 を実施する。 また, 期間中に定期接種の対象から新たに外れる世代(平成18年4月2日から 平成19年4月1日までの間に生まれた女子及び平成19年4月2日から平成20年4月1 日までの間に生まれた女子)についても, 順次対象とする。 なお, 過去に1回又は2回の接種歴があり, 長期にわたり接種を中断していた 者についても, 接種間隔にかかわらず対象者とすること。その際, 接種を初回 からやり直すことなく, 残りの回数の接種(2, 3回目又は3回目)を行うこ と。 過去に接種したヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの種類が不明である 場合、結果として異なる種類のワクチンが接種される可能性があるため、 同一の者が異なるワクチンを接種した場合の安全性、免疫原性及び有効性につ いても、十分な説明を行うこと。
	水痘	生後12月から生後36 月に至るまでの間に ある者	<初回接種> 生後12月から生後15 月に至るまでの期間	乾燥弱毒生水痘ワクチン 0.5ml	2回	3月以上	6月から12 月	皮下 注射	<平成26年10月1日より前の接種の取り扱い> 平成26年10月1日より前に, 生後12月以降に3月以上の間隔をおいて2回接種し た者は, 定期接種として受けすることはできない。 平成26年10月1日より前に, 生後12月以降に1回接種した者は, 定期接種を1回 受けたものとみなすこと。 平成26年10月1日より前に, 生後12月以降に3月末満の期間内に2回以上接種し た者は, 定期接種を1回受けたものとみなし, 生後12月以降の初めての接種か ら3月以上の間隔をおいて1回接種を行うこと。 ○一度溶解したワクチンはウイルス力価減少を避けるため直ちに使用する。

類型	対象疾病	対象年齢等 (施行令)	標準的な接種期間 (実施要領)	接種ワクチン 及び接種量	回数	間隔 (実施規則)	標準間隔 (実施要領)	方法	備考
A 類 疾 病	B型肝炎	平成28年4月1日以後に生まれた、生後1歳に至るまでの間にある者	生後2月に至った時から生後9月に至るまでの期間	組換え沈降B型肝炎ワクチン 0.25ml	3回	2回目:1回目の接種から27日以上 3回目:1回目の接種から139日以上	—	皮下注射	<対象者から除外される者> H B s 抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗H B s 人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者については、定期接種の対象者から除く。 <平成28年10月1日より前の接種の取扱い> 平成28年10月1日より前の注射であって、定期の予防接種のB型肝炎の注射に相当するものについては、当該注射を定期の予防接種のB型肝炎の注射と、当該注射を受けた者については、定期の予防接種のB型肝炎の注射を受けた者とみなして、以降の接種を行うこと。
	ロタウイルス	令和2年8月1日以後に生まれた、生後6週0日後から24週0日後までの間にある者	<初回接種> 生後2月に至った日から出生14週6日後までの間	経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン(ロタリックス®) 1.5ml	2回	27日以上	—	経口投与	○出生15週0日後以降の初回接種については安全性が確立されておらず、出生14週6日後までに初回接種を完了させることが望ましい。出生15週0日後以降に初回接種を行う場合は、上記について十分に説明を行い、同意が得られた場合に接種する。 ○原則として同一ワクチンを接種する。ただし1回又は2回投与した後に転居した際、転居後の定期接種を実施する市町村において、いずれか一方の接種しか実施していない等の理由により、原則によることができないやむを得ない事情があると当該市町村長が認める場合にはこの限りではない。 ○接種後吐き出した場合でも追加接種はしない。 <対象者から除外される者> ・腸重積症の既往歴のあることが明らかな者。 ・先天性消化管障害を有する者（その治療が完了した者を除く）。 ・重症複合免疫不全症の所見が認められる者。
		令和2年8月1日以後に生まれた、生後6週0日後から32週0日後までの間にある者		5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン(ロタテック®) 2.0ml	3回	27日以上	—	経口投与	<令和2年10月1日より前の接種の取扱い> 令和2年10月1日より前の経口投与であって、定期接種の経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン又は5価経口弱毒生ロタウイルスワクチンの経口投与に相当するものについては、当該経口投与をロタウイルス感染症の定期接種と、また当該経口投与を受けた者については、定期接種のロタウイルス感染症の経口投与を受けた者とみなして、以降の経口投与を行う。

類型	対象疾病	対象年齢等 (施行令)	標準的な接種期間 (実施要領)	接種ワクチン 及び接種量	回数	間隔 (実施規則)	標準間隔 (実施要領)	方法	備考
B 類 疾 病	インフルエンザ	①65歳以上の者 ②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	-	インフルエンザHAワクチン 0.5ml	1回	-	-	皮下注射	○B類疾病の予防接種を受ける努力義務は無く、かつ、自らの意志で接種を希望する者のみに接種を行うものであることをあらかじめ明示すること。
	高齢者の肺炎球菌感染症	①65歳の者 ②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	-	23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン 0.5ml	1回	-	-	筋肉又は皮下注射	○B類疾病の予防接種を受ける努力義務は無く、かつ、自らの意志で接種を希望する者のみに接種を行うものであることをあらかじめ明示すること。 <対象者から除外される者> これまでに、23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを1回以上接種した者は、定期接種として受けすることはできないこと。
	新型コロナウイルス感染症	①65歳以上の者 ②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	-	別途厚生労働省より通知	1回	-	-	筋肉注射	○B類疾病の予防接種を受ける努力義務は無く、かつ、自らの意志で接種を希望する者のみに接種を行うものであることをあらかじめ明示すること。

(注)本計画は、予防接種法第5条、同施行規則第1条の2に基づくものである。

令和6年度定期予防接種（実施上の注意事項）鹿児島県保健福祉部（施行日：令和6年4月1日）

注 意 事 項	そ の 他						
○予防接種不適当者等 1 法の対象にならない者 (1) 当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者で当該予防接種を行う必要がない者（インフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症にあっては、当該疾病にかかったことのある者を除く。） 2 予防接種を受けることが適当でない者（接種不適当者） (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要ないと認められる者 (2) 明らかな発熱を呈している者 (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者 (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者 (5) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあっては、妊娠していることが明らかな者 (6) 結核にかかる予防接種の対象者にあっては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者 (7) B型肝炎にかかる予防接種の対象者にあっては、HBs抗原陽性の者の体内または産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者 (8) ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあっては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者（その治療が完了したものと除く）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者 (9) 肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る）に係る予防接種の対象者にあっては、当該疾病にかかる法第5条第1項の規定による予防接種を受けたことのある者 (10) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者（インフルエンザ予防接種は、次に掲げる「3」の(2)の者が該当） 3 予防接種の判断を行うに際し、注意を要する者（接種要注意者） (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患有する者 (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者で、インフルエンザワクチンの接種をしようとする者 (3) 過去にけいれんの既往のある者 (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者 (5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者 (6) 結核の予防接種にあっては、過去に結核患者との長期の接触がある者、その他の結核感染の疑いのある者 ○被接種者又はその保護者に対する接種後の注意事項の通知（実施規則第7条等） 1 接種後、高熱、けいれん等の症状を呈した場合、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合には、速やかに医師の診察を受けること。 2 医師の診察を受けた場合には、速やかに当該予防接種を行った市町村長に通報すること。 3 接種後は接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるよう注意すること。 ○ 他の予防接種との間隔については、下記の間隔をおいて行うこと。 （令和2年10月1日から変更になっている） <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>生・ワ・ク・チ・シ</td> <td>→</td> <td>生・ワ・ク・チ・シ</td> </tr> <tr> <td>MR、麻しん、風しん B C G、水痘</td> <td>27日以上あける</td> <td>MR、麻しん、風しん B C G、水痘</td> </tr> </table>	生・ワ・ク・チ・シ	→	生・ワ・ク・チ・シ	MR、麻しん、風しん B C G、水痘	27日以上あける	MR、麻しん、風しん B C G、水痘	1 予防接種台帳（施行規則第3条） 予防接種を行ったときから5年間保存すること。 2 接種対象者に対する通知（施行令第5条等） (1) 公告を行うこと (2) 個々の接種対象者又はその保護者に対し、下記事項について十分周知されるよう通知等により適切な措置をとること。 ア 予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項、予防接種を受けることが適当でない者、個別接種に協力する医師等 イ その他必要事項 • 母子健康手帳の持参 • 予防接種の有効性・安全性及び副反応について • 当日は朝から子どもの状態をよく観察し、ふだんと変わらないか確認すること。 • 予診票は責任をもって記入し、子どもの日ごろの状態をよく知っている保護者が連れてくること。 (3) 通知は適切な時期に発送する等配慮すること。 3 注射筒、注射針及び多用針は、被接種者ごとに取り換えること。 4 予防接種は、市町村長の要請に応じて予防接種に協力する旨を承諾した医師が医療機関で行う個別接種を原則とすること。 5 接種施設において、問診、検温及び視診聴診等の診察を接種前に行うこと。 6 接種医療機関及び接種施設には、予防接種直後のショック等の発生に対応するために必要な薬品及び器具等を備えておくこと。 7 予防接種を行った際、母子健康手帳に予防接種の種類、接種年月日及びロット番号等を記載すること。 8 母子健康手帳を所持しない対象者に対して予防接種を行った際には、必ず予防接種済証を交付すること。 9 あらかじめ「予防接種後副反応報告書」、「予防接種後副反応報告書記入要領」及び「コッホ現象事例報告書」を管内医療機関に配布すること。 医師は、被接種者が厚生労働省が定める症状を呈していることを知ったときは、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（FAX:0120-176-146）に報告すること。 10 予診票 予防接種が完了した日から、5年間保存すること。 11 既罹患者については、未罹患疾患の予防接種を実施するために、未罹患疾患に対応するワクチン成分を含んだ混合ワクチンを接種することを可能とすること。 （ワクチン成分に対応する疾患の全てに罹患している者は除く。） 12 長期にわたり療養を必要とする疾患にかかった者等の定期接種の機会の確保 「予防接種施行令第1条の2第2項」、「定期予防接種実施要領」を参照 13 児童福祉施設等において、被接種者の保護者の住所又は居所を確認できないため保護者の同意の有無を確認することができない場合の取扱については、「児童相談所長等の親権行使による同意に基づく予防接種の実施について」（平成27年12月22日健発1222第1号他通知）を参考すること。 (注1) 予防接種不適当者等の事項については、上記のほかワクチンの添付文書を熟読のこと。 (注2) 接種対象者及びその保護者に対しては「予防接種と子どもの健康」等、その他医療関係者等に対しては「予防接種ガイドライン」等により周知徹底を図ること。 (注3) 他に「逐条解説予防接種法」や「予防接種ガイドライン」等を参考にすること。
生・ワ・ク・チ・シ	→	生・ワ・ク・チ・シ					
MR、麻しん、風しん B C G、水痘	27日以上あける	MR、麻しん、風しん B C G、水痘					

※上記以外については、他のワクチンとの接種間隔に対する制限はない
 ※同一種類のワクチンを接種する場合において接種の間隔に定めがある場合は、その定めるところによる